			七	八
した場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者等（以下この表において「取得者等の密接関係者」という。）が所有する実質所有等株式の数を合計した純株式数の当該上場会社等の発行済株式の総数に占める割合又は当該取得者等が保有する実質保有等議決権の数及び当該取得者等の密接関係者が保有する実質保有等議決権の数を合計した純議決権数の当該上場会社等の総議決権に占める割合（以下この表において「取得者等の所有等割合」という。）が百分の一未満から百分の一以上百分の三未満となる場合に限る。）	法第二十六条第二項第三号に規定する上場会社等の株式の取得若しくは同項第四号に規定する上場会社等の議決権の取得又は令第二条第二十五項第三号に規定する株式への一任運用若しくは同項第五号に規定する議決権行使等権限の取得（取得者等の所有等割合が百分の三未満から百分の三以上百分の十未満となる場合に限る。）	法第二十六条第二項第三号に規定する上場会社等の株式の取得若しくは同項第四号に規定する上場会社等の議決権の取得又は令第二条第二十五項第三号に規定する株式への一任運用若しくは同項第五号に規定する議決権行使等権限の取得		
該当しないものとして認めたもののうち特におそれが大きくないと確認されたもの（以下この表において「特定国有企業等」という。）並びに過去にこの項に基づく同一の上場会社等に係る対内直接投資等の報告をしたもの以外のもの	外国投資家で許認可等金融機関等、特定国有企業等及び過去にこの項に基づく同一の上場会社等に係る対内直接投資等の報告をしたもの以外のもの	［略］		
	対象業種又は対象法人	対象業種以外の業種又は対象法人以外の法人		
	別紙様式第二十五	別紙様式第二十四		

			七	八
			法第二十六条第二項第三号に規定する上場会社等の株式の取得若しくは同項第四号に規定する上場会社等の議決権の取得又は令第二条第十六項第三号に規定する株式への一任運用若しくは同項第五号に規定する議決権行使等権限の取得（取得者等の所有等割合が財務大臣が特に認めた割合（以下この項において「特定割合」という。）未満から特定割合以上百分の十未満となる場合に限る。）	令第二条第十六項第二号に規定する出資証券の取得
	特定国有企業等	［同上］		
	対象業種	対象業種以外の業種		
	財務大臣が指定する様式	別紙様式第十一		